

車庫が自己所有の土地建物の場合は、この自認書が必要です。家族所有の場合は使用承諾書を！！

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私の所有であることに間違いありません。

普通車の場合は“証明申請”
軽自動車の場合は、“届出”に○

堺南 警察署長 殿

警察署名は、管轄がわからなければ、空欄でも結構です。

平成 18 年 4 月 15 日

〒 (590 - 0141)

住所 大阪府堺市南区桃山台○丁○番○号

(072) ××× 局 △△△△ 番

氏名 車庫 太郎

車庫[Ⓜ]

- 注：1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。
3 共有の場合は、「自認書」の他に、他の共有者全員の使用承諾書等（一枚の用紙に連記可）を添付してください。